鳥取県耐震改修促進計画

鳥取県耐震改修促進計画改定の背景

(1)計画改定の趣旨

- 県では、耐震改修促進法に基づき、旧耐震*1の住宅・建築物の耐震化を計画的に進めるための基本的な枠組みとして鳥取県耐震改修促進計画(計画期間:H18~H27年度。以下、「県計画」という。)を策定しています。
 - ※1 昭和56年5月以前に新築着工した建築物に適用された耐震基準
- 改正耐震改修促進法が耐震診断の義務付けを柱として平成25年11月25日に施行され、大規模建築物^{*2} に耐震診断の義務付けがされたほか、防災拠点建築物等^{*2}について、県計画に記載することにより耐震診断を義務付けることが可能となりました。
 - ※2 旧耐震の建築物が対象
- これを受け、県計画の実施期間を平成32年度末まで延長するとともに、耐震化率の目標を新たに設定 し、防災拠点建築物の耐震診断義務付けに係る記載等を加えます。

(2)「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)の改正」

○ 耐震改修促進法は、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務づけなど、耐 震化促進のための制度を強化するなど、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため平成 25年11月に改正されました。

法改正の概要(下線部が改正箇所)

◎ 国民の努力義務

・ 国民は、地震に対する安全性の確保を図るよう努めること。

耐震化の計画的実施

・ 県及び市町村は耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化の実施に取り組むこと。

◎全ての既存耐震不適格建築物の所有者の努力

・ 耐震関係規定に適合しない建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めること。

◎特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力

・ <u>特定既存耐震不適格建築物</u>の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めること。

◎要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等

- ・ 要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに 所管行政庁 (建築主事を置く行政庁) に報告すること。
- ・ 必要に応じ、耐震改修を行うよう努めること。

◎要安全確認計画記載建築物の所有者の義務等

- ・ 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁が定める期限までに報告すること。
- ・ 必要に応じ、耐震改修を行うよう努めること。

◎耐震診断結果の公表

・ <u>所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の報告を受けたとき</u> は、当該報告の内容を公表する。

◎耐震改修の計画の認定

・ 耐震改修をしようとする者は、耐震改修の計画について所管行政庁に認定を申請することができ、所管行政庁は、当該計画が耐震関係規定又はこれに準ずる基準に適合している等の要件に該当するときは、その認定をすることができる。

◎区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

・ 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修 を行おうとする場合の決議要件を緩和(区分所有法の特例: $3/4 \rightarrow 1/2$)。

◎耐震性に係る表示制度

・ 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる。

【特定既存耐震不適格建築物】

!旧耐震基準で建築された①~③のいずれかの建築物

- ① 学校、病院、集会場、百貨店、事務所の多数の者が利用する一定規模以上の建築物(階数 3 以上かつ延べ面積1,000㎡以上等)
- ② 火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上貯蔵若しくは処理する用途に供する建築物
- ③ 倒壊により本計画に記載した地震時に通行を確保すべき道路を閉塞するおそれがある建築物

【要緊急安全確認大規模建築物】

旧耐震基準で建築された①~②のいずれかの建築物

- ① <u>学校、病院、集会場、百貨店、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物(階数</u> 3以上かつ延べ面積5,000㎡以上等)
- ② 火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上貯蔵又は処理する用途に供する建築物で、階数1以上かつ延べ面積5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内のもの

【要安全確認計画記載建築物】

!旧耐震基準で建築された①~②のいずれかの建築物

- ① 病院、官公署その他大規模地震時にその利用を確保することが公益上必要な建築物で、都道 府県耐震改修促進計画に記載されたもの
- ② 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物で、都道府県又は市町村耐震改修促進計画に記載された もの

鳥取県耐震改修促進計画(改定案)の概要

1 鳥取県耐震改修促進計画の目的等

(1)目的

○ 震災における被害から、県民の生命・財産を保護し生活環境の保全に資するため、建築物の計画的な 耐震化を促進することを目的とします。

(2)計画の実施期間

- 本計画の実施期間は、鳥取県国土強靱化地域計画の計画期間と同じ平成32年度末までとします。
- 本計画については、耐震化の実施状況、市町村耐震改修促進計画の策定状況などを踏まえ、必要に応じて、その達成状況等を評価し、見直しを行います。

(3) 耐震化の取り組み方針

○ 県は、「自らの安全は自らが守る」、「わがまちは、わが手で守る」という自助・共助の取組みに対し、 費用の助成・技術支援などの公助を市町村と協力して行います。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震規模及び被害の状況

- 鳥取県で発生が想定される地震と被害の予測は、平成17年3月に「鳥取県地震防災調査研究報告書」で取りまとめられました。
- 平成22年3月には、県内で発生する大規模地震で想定される人的被害及び経済被害額を軽減するため、現在目標、計画期間、取り組み施策を盛り込んだ「鳥取県震災対策アクションプラン」を策定し、合わせて被害想定の一部を見直ししています。
- これによれば、県内で最も大きな被害が想定される地震は、東部の鹿野・吉岡断層によるもので、建築物の大破3,199棟、死者728人と予測されています。

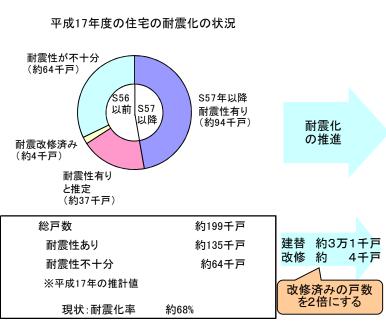
「主な断層による県内の地震被害予測(出典:鳥取県震災対策アクションプラン)」

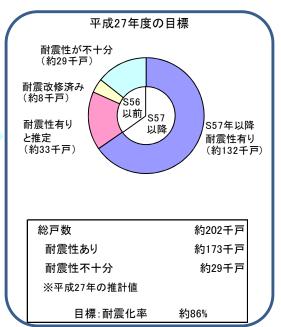
・ 主な間間にある。								
	- <i>1</i> -	人的被害(人) (冬18時)		建物被害(冬18時)				
想定地震断層	マグニチュー			破損(棟)		火災		
(地区)	F	死者数	負傷者数	避難者数	大破	中破	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)
鹿野・吉岡断層 (東部)	7. 2	<u>728</u>	2, 869	86, 200	<u>3, 199</u>	4, 032	19	4, 441
倉吉南方の推定断層 (中部)	7. 2	64	1, 549	34, 600	991	2, 920	4	1, 328
鳥取県西部地震の断層 (西部)	7. 3	86	1, 467	42, 200	727	2, 088	4	2, 006

(2) 耐震化の現状と目標

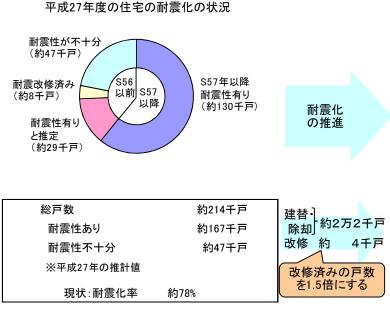
- 平成25年の統計調査に基づく推計では、本県の住宅の耐震化率は約78%とされ、目標の86%には届いていない状況です。また、特定既存耐震不適格建築物についても、平成27年度の耐震化率は約79%と推計され、目標の89%には届いていない状況です。
- 早期の耐震化のおおむね完了を基本としつつ、平成27年度時点の進捗状況に鑑みて、当初計画に引き 続き「想定される地震被害を現在より半減」させるよう、平成32年度末の耐震化率の目標を設定しま す。
- 「鳥取県地震防災調査研究報告書」では、旧耐震基準の建物の耐震化による被害軽減効果が試算されており、それによれば、旧耐震基準の建物のうち耐震性が不十分な建物を28%以下とすることで、地震被害を半減させることができると推計されています。計画の見直しにあたっては、過去10年で耐震化率は上昇していますが、さらに地震被害を減らすことを目指し、平成27年度現在をベースとして耐震性が不十分な建物を旧耐震基準の建物の28%以下とし、想定される地震被害を半減させることを目標として設定します。
- 今後の新築による増加、現存する建物の除却・建替えを勘案の上、住宅(戸建、共同住宅、長屋)の 耐震改修済の戸数を現在の1.5倍、特定既存不適格建築物の耐震改修済の棟数を現在の2倍まで促進す ることで、想定される地震被害を半減させることができると試算されます。以上から、耐震化率の目 標は住宅については89%、特定既存耐震不適格建築物については90%と定めます。
- 目標を達成することにより、耐震性の不十分な住宅が23千戸(現状の旧耐震基準の住宅84千戸の28%)、 特定既存耐震不適格建築物が288棟(現状の旧耐震基準の建築物1,030棟の28%)となります。

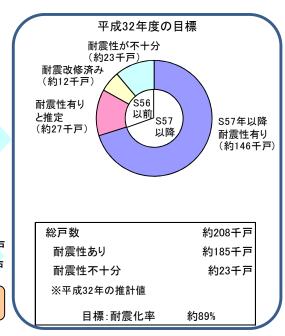
住宅の耐震化率の目標(当初計画)



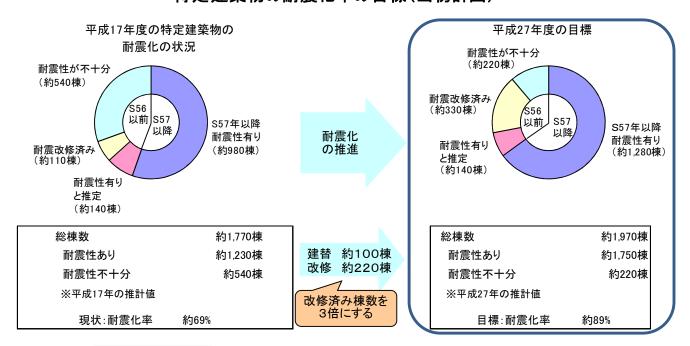


住宅の耐震化率の目標(改定計画)

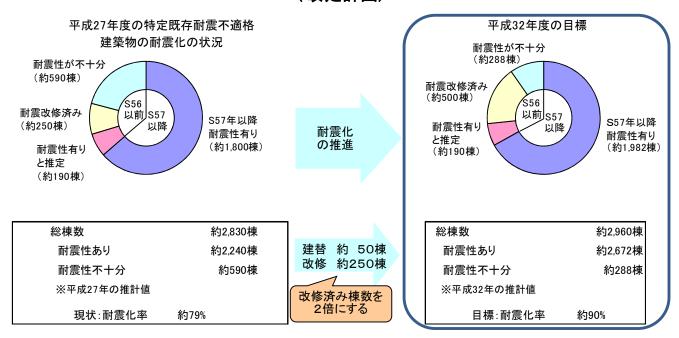




特定建築物の耐震化率の目標(当初計画)



特定既存耐震不適格建築物の耐震化率の目標 (改定計画)



[※]平成27年度以降の棟数は、避難路沿道建築物が含まれたこと等に伴う増加棟数を含む。

(3) 県有施設の耐震化の目標

- 県有施設は、利用する県民の安全確保のためだけでなく、災害時に避難場所として利用される学校、 負傷者等の治療が行われる病院、被害情報の収集や災害対策指示が行われる庁舎等、災害時に重要な 役割を果たす、ものが多いことから、重点的に耐震性の確保に取り組むことが必要です。
- 特定既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法で耐震化に努めることと規定されていることから、県有施設の中でも特定既存耐震不適格建築物の用途に供する建築物(多数の者が利用する一定規模以上の建築物)については、平成32年度までに耐震化率を100%とすることを目標とします。

「県有施設の耐震化の現状(多数の者が利用する建築物)」 (単位:棟)

		旧耐震基準			7 022 13		
区分	① 合計	② 耐震性が 不十分	③ 診断により 耐震性を確認	④ 改修等により 耐震性を確認	⑤ 新耐震基準	⑥ 耐震性 あり (③+④+⑤)	耐震化率 (⑥/①)
建築物合計	271	7	74	53	137	264	97%
学校	89	4	9	42	34	85	95%
病院	3	0	0	1	2	3	100%
県営住宅	120	0	56	0	64	120	100%
寄宿舎	3	0	1	0	2	3	100%
職員宿舎	6	0	1	0	5	6	100%
警察庁舎	8	0	3	0	5	8	100%
一般事務所	24	2	3	9	10	22	91%
博物館・図書館	2	1	0	0	1	1	50%
体育館	6	0	1	1	4	6	100%
老人ホーム · 障害者福祉施設等	3	0	0	0	3	3	100%
集会場	3	0	0	0	3	3	100%
展示場	2	0	0	0	2	2	100%
陸上競技場	1	0	0	0	1	1	100%
駐車場	1	0	0	0	1	1	100%

注) 耐震性が不十分の施設には、耐震改修実施中のものを含んでいます。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

- 震災の被害を最小限に抑えるためには、所有者等の自らの問題としての取組み(自助)、地域で助け合いまちを守る取組み(共助)、公共における地震対策や施設整備等(公助)のそれぞれが対応能力を高め、連携することが重要です。
- 県は、震災に強いまちづくりを促進する観点から、自助に取り組む住民、共助に取り組む地域、これらを支援する市町村に対し、負担軽減のための支援を行います。

(2) 適切な役割分担

○ 県、市町村、県民及び建築関係団体がそれぞれ役割分担し、効率的な耐震化を促進します。

① 県の役割

- 県耐震改修促進計画の策定、補助事業など耐震化を促進するための施策を実施
- 耐震化のための相談窓口の開設、技術的な情報提供、安心して耐震化に取り組むことができる環境整備など 総合的な地震防災対策を実施
- 県有施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施し、その状況・結果を公表
- 市町村及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、技術的支援、耐震化の知識の普及・啓発を実施

② 市町村の役割

- 市町村耐震改修促進計画の策定、詳細な地震ハザードマップの作成、補助事業、耐震改修を行ったことの証明書の発行など耐震化を促進するための施策を実施
- 耐震化のための相談窓口の開設、耐震化のための情報提供、自治会などとの協力による地震防災対策の取り組みを実施
- 市町村有施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施し、その状況・結果を公表
- 県及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、技術的支援、耐震化の知識の普及・啓発を実施

③ 所管行政庁(特定行政庁)の役割

- 法第17条の耐震改修計画の認定、法第22条の建築物の地震に対する安全性に係る認定、法第25条の区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- 指示対象建築物の所有者に対する周知及び指導、助言(指導に従わない者に対する必要な指示、正当な理由がなく、その指示に従わない場合の公表)
- 耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対する耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告の周知とその確実な実施
- 耐震診断結果のとりまとめ・公表(迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう必要な措置を講じる)
- 段階的な耐震改修実施のための建築基準法に基づく全体計画を認定
- 耐震性が著しく不足した危険な建築物に対し、建築基準法に基づく勧告・命令を実施

④ 県民の役割

- 自らが所有又は管理する建築物の耐震性を確認するため、耐震診断を実施
- 耐震診断の結果により耐震性の不足しているものは、耐震改修、又は建替えを実施
- がけ崩れ等による建物被害を防止するため、がけ付近に建築された住宅を移転
- 地震に備えて、地震保険の加入、家具の転倒防止対策を実施
- 町内会等で擁壁、ブロック塀、がけ崩れの恐れのある箇所を点検し、危険箇所を把握するための防災マップを 作成

⑤ 建築関係団体の役割

- 耐震化のための専門業者の紹介窓口の設置、情報の普及・啓発活動を実施
- 耐震診断、耐震改修に関する講習会を開催し、会員等の技術を向上
- 耐震化業務の適切な実施により、所有者等が安心して取り組むことができる環境整備を推進
- 複数の建築関係団体による協議会を設置し、県及び市町村の行う事業に連携、協力

(3) 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要

① 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計各区記載建築物の指導等の実施

- 所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行いその確実な実施を図り、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促します。
- それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者 に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホ ームページ等により公表します。

② 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計各区記載建築物の耐震診断結果の公表

- 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表は、ホームページ 等により公表することとします。
- 耐震診断の結果、耐震性がないと判定された建築物について、迅速に診断を実施し、その結果を報告 した所有者が不利になることがないよう、公表時期を設定します。
- 耐震性がないと公表された建築物について、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された場合には、 迅速に耐震改修に取り組んだ所有者が不利になることがないよう、公表内容を速やかに更新します。

③ 優先的に指導・助言等をすべき特定既存耐震不適格建築物の選定

○ 次の特定既存耐震不適格建築物については、優先して耐震化の指導等を実施します。

優先的に指導・助言を行う特定既存耐震不適格建築物				
〇 防災上重要な建築物	・ 防災拠点となる庁舎、病院、避難所等			
〇 不特定多数の者が利用する建築物	・旅館・ホテル、百貨店、映画館、集会場等			
〇 避難要援護者の利用する建築物	· 老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園·保育所、小中学校、 養·盲·聾学校等			
○ 被災による倒壊で周囲に与える影響が大 きい建築物	・ 地震時に通行を確保すべき道路沿いで、倒壊により道路閉塞の おそれのある建築物			

(4) 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

① 建築物の所有者等が行う耐震診断・耐震改修等への支援事業

○ 耐震対策を行う所有者等が行う耐震診断、耐震改修等を支援する事業を行います。

事 業 名	事 業 内 容
住宅・建築物の耐震化促進事業	〇 耐震診断、改修計画の策定(補強設計)、耐震改修の補助
擁壁・ブロック塀の耐震化促進事業	〇 耐震診断、耐震改修(補強・撤去・再構築等)の補助
がけ地近接等危険住宅移転事業	〇 がけ付近に建築された住宅の移転の補助
レッド区域内住宅建替等事業	○ 土砂災害特別警戒区域(通称「レッド区域」)内の住宅や避難所の建替え 等における外壁の強化等への補助
新規需要開拓設備資金融資	〇 耐震改修等の設備投資を行う中小企業者等への融資

② 建築物の総合的な地震防災対策事業

○ 県は、地震防災対策を総合的に推進するために必要な事業を行います。

事業名	事 業 内 容
耐震対策技術者育成事業	○ 応急危険度判定士養成講習会の開催○ 判定コーディネータの養成講習会の開催○ 判定実施訓練講習会の開催
耐震化安心環境整備事業	○ 所有者等への耐震化に関する建築技術の普及・啓発等○ 設計者、施工者等への耐震化に関する建築技術や低コスト工法の普及・啓発等○ 耐震化専門業者登録制度の実施など耐震化安心環境整備関連の実施○ 市町村が行う所有者等への学習会、出張説明会、戸別訪問等への支援
地震防災対策関連事業	○ 建築防災関係パンフレットの配布等○ 構造計算プログラムの整備等○ その他地震防災対策に関連する事業の実施
空き家対策支援事業	○ 市町村が行う空き家の実態調査、空き家の地図情報等のデータベース 化への支援○ 空き家の再生・除去、除去後の空き家の再利用等の計画策定の取り組 みへの支援○ 倒壊すれば前面道路を封鎖するおそれがある老朽危険空き家等の除 却経費への支援

③ 県有施設の耐震化促進事業

○ 県有施設の耐震化目標達成のため、耐震診断及び耐震改修等の事業を実施します。

④ その他耐震化に関連する事業

○ 宅地の崩壊により緊急輸送道路が閉塞されるおそれのある地域で土砂災害を防止する事業を実施します。

<u>(5)安心して耐震改</u>修等を行うことができる環境の整備

① 相談体制の整備、情報提供の充実

○ 耐震化を行う所有者等のために相談窓口を設置し、情報提供を行います。

区分	県	市町村	建築関係団体
相談窓口	○ 住まいまちづくり課○ 各総合事務所生活環境局建築 住宅課(東部圏域においては 東部生活環境事務所建築住宅 課)		○ 各団体事務局 ○ 東部、中部、西部等の支部
提供情報	○ 耐震化に係る補助、税制、技 術に関する情報○ 耐震診断、耐震改修の実施可 能な業者に関する情報	○ 耐震化に係る補助、税制、証明書発行、技術に関する情報 ○ 耐震診断、耐震改修の実施可能な業者に関する情報	○ 設計、施工の専門業者に関する情報○ 耐震化の新技術、工法に関する情報

② 木造住宅耐震化業者登録・公表制度の整備等

- 県は、耐震に関する考査を実施し、一定の基準以上に達した建築士等を耐震技術者として登録します。
- 県は、耐震技術者の属する業者からの申請があれば、その業者を木造住宅耐震化業者として登録し、 耐震技術者の氏名と併せて公表します。
- また、県及び市町村は、(一財) 日本建築防災協会のホームページに掲載されている「耐震診断、耐震 改修設計を実施する建築士事務所」及び「耐震改修工事の施工可能な事業者」の情報提供も行います。

(6) 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

- 地震による被害を軽減するためには、建築物の耐震化に特化することなく、宅地のがけ崩れ・擁壁の崩壊、コンクリートブロック塀の倒壊、天井の崩落、窓ガラスの落下、被災建築物からのアスベストの飛散、エレベーターの閉じ込め事故、家具の転倒などに対する総合的な対策が必要です。
- がけ崩れ、擁壁の崩壊、コンクリートブロック塀の倒壊への安全対策は、地域の自治会と市町村が、 危険の予測される箇所を点検し、所有者等に安全確保を呼びかけるとともに、「地域の危険箇所マッ プ」を作成するなど、地域の防災対策を進めます。
- 大規模空間を持つ建築物の天井崩落、ビルからの窓ガラスの落下、被災建築物からのアスベスト飛散 を防止するため、建築基準法に基づく所有者等への報告徴収・指導などの対策を進めます。
- エレベーターの閉じ込め事故防止については、平成21年9月の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについてはP波P波感知型地震時管制運転装置の設置が義務化され、また平成25年7月にはエレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置の基準が定められたため、これにより既存不適格となるエレベーターの改修等の対策に取り組みます。
- 家具の倒壊防止については、費用負担も少ないので、所有者等の積極的な取り組みを期待し、県、市町村、建築関係団体で、取り組み促進のための普及・啓発を行います。
- 長周期地震動対策については、県内の免震建築物の所有者に対して「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成27年12月内閣府)」による必要な対策等の情報提供を行うこと等により長周期地震動対策を推進します。
- 空き家対策について、長年利用されず放置されている空き家等は、地震により倒壊した場合前面道路 の封鎖や通行人等に被害を与えるおそれがあるため、これらの耐震性が不足する空き家等の除却等へ の支援を行い、良質な住宅及び建築物ストックの形成を推進します。

(7) 特定優良賃貸住宅の空き家活用に関する事項

- 特定優良賃貸住宅(国の補助により建築される民間共同住宅)の入居要件は、一定の所得以上の世帯とされています。
- 一方、住宅の耐震改修を行うにあたっては、その工事期間中一時的に当該住宅に居住することができなくなる場合があり、それが耐震改修の障害となることも考えられます。
- そこで、耐震改修促進法第第5条第3項第2号の規定に基づき、そのような場合において、住宅の所有者等が仮住居を円滑に確保できないときは、空き家となっている特定優良賃貸住宅に入居できることとし、耐震改修を促進します。

(8) 地震に伴うがけ崩れ等による建物物の被害の軽減対策

- 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や土砂災害の発生のおそれのある区域内の建物の補強、造成された宅地の崩壊防止対策等が必要です。
- 危険ながけ付近に建築された住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業(国庫補助事業)」に より移転を促進します。
- 土砂災害特別警戒区域内の住宅や避難所については、壁や基礎の強化等に対して助成する「鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業」により建替え等を促進します。
- 大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させる土砂災害を起こすおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等事業(国庫補助事業)」を活用して、必要な砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備することを検討します。

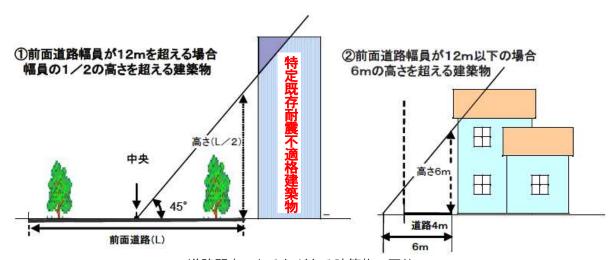
(9) 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

- 耐震改修促進法第5条第3項第1号には、大規模な地震発生時に利用を確保することが公益上必要な 建築物が規定されており、これらは、応急対策活動の拠点や避難所となるもの等です。
- 鳥取県では、下表に記載している建築物を耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として 指定し、耐震化の促進を図ります。

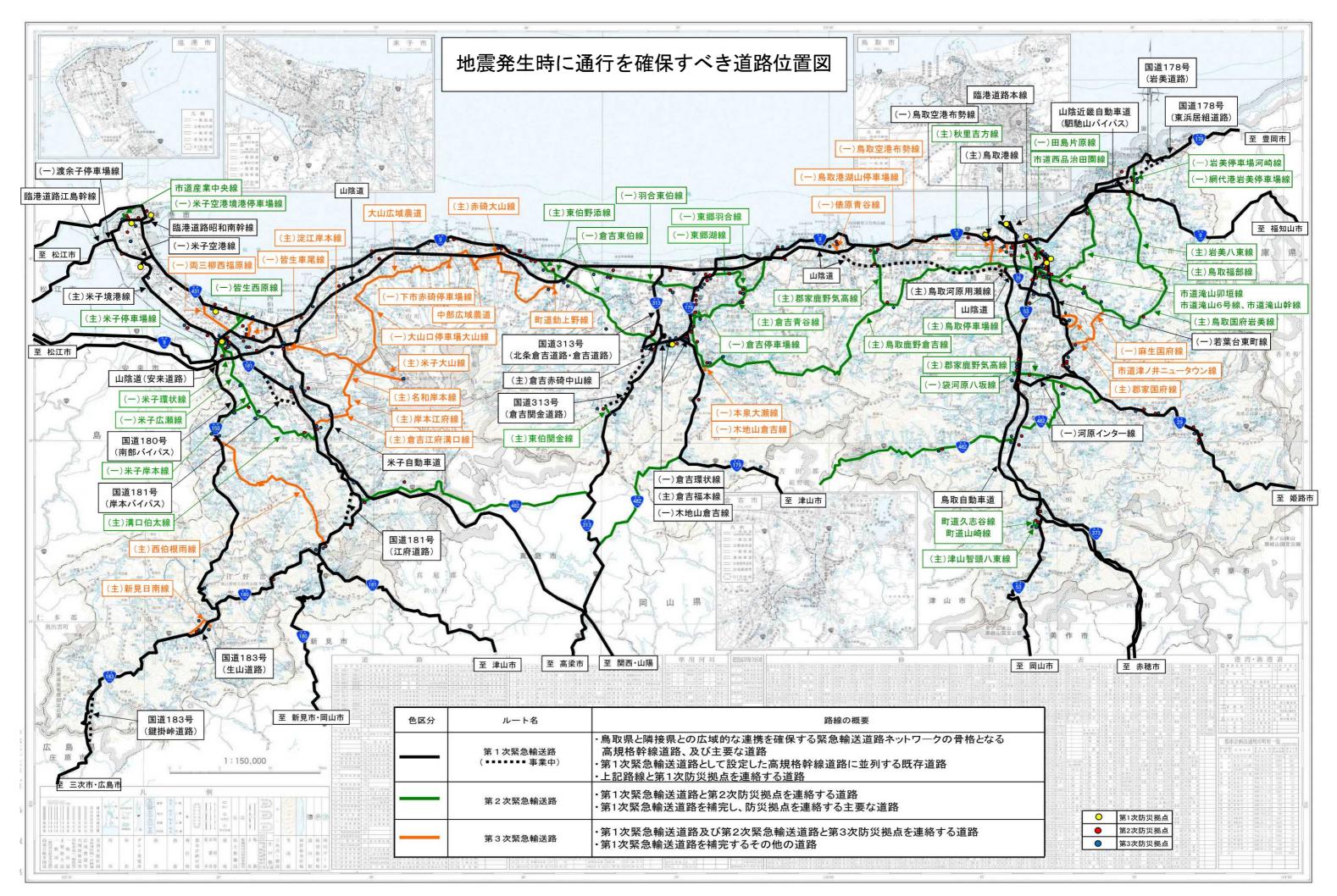
所在地	建築物名称	耐震診断結果の報告期限	
米子市	米子市民体育館		
	米子市住吉体育館		
	米子市加茂体育館	平成30年(2018)年度末	
	米子市水道局庁舎	十八30年(2018) 年及木	
	米子市水道局車尾水源地管理本館・ポンプ場		
倉吉市	松柏学院倉吉北高等学校 第1体育館		

(10) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

- 道路に面した建築物が、地震による倒壊で引き起こす道路閉塞は、避難、消火、救急、支援物資の輸送等の妨げとなり、その後の市街地の復旧の支障になります。
- 一方、地域防災計画(災害対策基本法に基づき県、市町村で策定する防災計画)で定める緊急輸送道路は、県内外の中心都市、防災拠点、県庁及び市町村役場を連絡する重要な道路で、地震時の通行確保を最優先で行う必要があるものです。
- そこで、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化が必要な「地震時に通行を確保すべき道路」として、鳥取県地域防災計画で定める緊急輸送道路を指定します。
- 当該建築物の耐震化を促進するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却に係る補助制度の創設について検討します。
- また、平成25年に道路法が改正され、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるようになりました。



道路閉塞のおそれがある建築物の要件

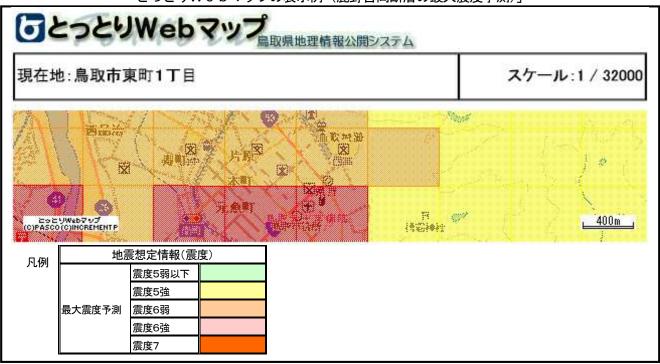


4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

- 建築物の所有者等に自分の建築物の建築された場所の地震に対する危険性を認識してもらうためにも、 想定される地震における危険性を示したハザードマップの作成が必要になります。
- 県は、県内各地の最大震度及び液状化の予測について、500mメッシュのハザードマップを「とっとり Webマップ (http://www2.wagamachi-guide.com/pref-tottori/index.asp)」で公開しています。
- なお、個々の建物が把握できる詳細な50mメッシュ程度のハザードマップについては、一部の市町村で作成・公開されており、今後も市町村での作成を進めます。

「とっとりWebマップの表示例(鹿野吉岡断層の最大震度予測)」



(2)相談体制の整備及び情報提供の充実

- 県は、耐震診断、耐震改修に係る工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度、税制の優遇措置 について周知・情報提供を行います。
- 市町村は、住民への耐震診断、耐震改修にかかる補助事業等の周知・情報提供及び耐震改修税制に係る証明書の発行等を行います。

(3) パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催

- 耐震診断、耐震改修に関するパンフレットを相談窓口等で配布します。
- 建築関係団体と協力して耐震診断、耐震改修の無料相談会を開催します。

(4)リフォームにあわせた耐震改修の誘導

- 耐震改修は、設備のリフォーム、バリアフリーリ化等の機会に併せて行うことが、費用面、工事中の 居住性からも効果的です。
- リフォームに併せた耐震改修が促進されるよう、建築物の所有者等や工事施工者を啓発し、情報提供を行います。
- また近年、比較的低廉な費用負担で耐震改修を実施できる工法の開発が行われ、耐震化の促進に有効であると考えられることから、これらの低コストの耐震改修工法についても普及・啓発を行います。

(5) 市町村と自治会、消防団、NPO等との連携

- ブロック塀、擁壁、がけ等の防災点検、避難する要援護者の支援体制、物資保管の対策などの中心となる地域における自主防災組織の強化のため、市町村と自治会の連携による取組みが必要です。
- 県は、建築関係団体と連携して、技術者の派遣等、負担軽減のための支援を行います。

5 建築基準法による勧告又は命令等について所管行政庁との連携に関する事項

(1) 法に基づく特定既存耐震不適格建築物の指導等

- 特定既存耐震不適格建築物の所有者等は、耐震改修促進法で耐震診断・耐震改修の努力義務が定められています。
- 所管行政庁及び特定行政庁(県、鳥取市、米子市等)は、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指示、指導、勧告、命令を実施します。

(2) 耐震改修促進法及び建築基準法の指導等一覧

順番	項目	内容	根拠法令
1	指導·助言	〇 耐震診断、耐震改修の必要性を説明し、相談に応じるなどの方法で実施します。	
2	指示	○ 指導後も、耐震診断、耐震改修を実施しない場合は、書面の交付による指示を実施 します。	耐震改修 促進法
3	公表	○ 正当な理由もなく指示に従わない場合は、建物利用者及び近隣の住民への周知の ため、所有者氏名、建物名称等を公表します。	K.E/A
4	勧告	○ 公表後も耐震診断、耐震改修が実施されず、そのまま放置すれば著しく保安上危険 となるおそれがある場合は、勧告を行います。	
5	命令	○ 正当な理由もなく勧告に従わない場合は、耐震診断、耐震改修を行うよう命令します。○ 耐震性が著しく保安上危険と認められる場合は、指導から勧告までの措置がとられていなくても命令を行います。	建築基準 法

6 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1)関係団体による協議会

- 建築物の耐震化等の地震防災対策を促進するためには、建築物の所有者等や行政の取組みに加えて、 耐震診断、耐震改修を行う専門業者等の所属する建築関係団体の協力が不可欠です。
- 建築関係団体は、各団体連携のため協議会を設置し、耐震化に取り組むことが必要です。
- 県及び市町村は、そうした協議会に参加するなど、建築関係団体と協力して耐震化を促進します。

(2) 住宅性能表示制度等の利用促進

- 住宅性能表示制度は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく制度で、住宅の構造・環境・高齢者への配慮等について評価するもので、平成14年度から既存住宅も対象に加えられましたが、新築に比べて評価の対象項目が限定されています。
- しかし、耐震性能(構造躯体の倒壊防止、地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法)について評価を受けることができるので、耐震性の高い住宅ストックの形成を進めるため、住宅性能表示制度の利用を促進します。
- また、長期優良住宅の普及に関する法律に基づく長期優良住宅認定制度が平成28年4月に改正され、 既存住宅の増築・改築に係る認定基準が追加される予定であり、その中で耐震性能について認定を受 けることができるため、長期優良住宅認定制度についても利用を促進していきます。